

障がいのある方のための 福祉のしおり

— 令和7年度版 —

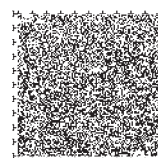
共にささえあい生きる社会
相模原市



令和6年度 障害者週間のポスター 最優秀・優秀作品

相模原市

この冊子の各ページの右下又は左下にある四角い網目模様は「音声コード（Uni-Voice（ユニボイス））」といいます。専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、掲載内容を音声で聞くことができます。音声コードの使い方については、「特定非営利活動法人 日本視覚障がい情報普及支援協会」のホームページをご確認ください。



福祉に関するマーク

	障がい者のための国際シンボルマーク 「障がい者が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマーク」です。特に車いすを利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。 問い合わせ先：（公社）日本障害者リハビリテーション協会
	盲人のための国際シンボルマーク 視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられています。 問い合わせ先：（社福）日本盲人福祉委員会
	身体障害者標識 体が不自由なため条件付で運転免許が認められている方が普通自動車を運転するときに自動車の前後に付けるものです。 問い合わせ先：警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課
	聴覚障害者標識 聴覚に障がいがあるためワイドミラーの使用を条件として運転免許が認められている方が普通自動車を運転するときに自動車の前後に付けるものです。 問い合わせ先：警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課
	耳マーク 聞こえが不自由なことを表すマークです。口元を見せてはっきり話すことや、筆談でやり取りするなどの配慮が必要です。 問い合わせ先：（一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬は盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいい、公共施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパーなどの民間施設でも同伴できます。 問い合わせ先：厚生労働省
	補助犬同伴可マーク 身体障害者補助犬の受け入れを促進するマークです。 問い合わせ先：（特非）全国盲導犬施設連合会
	オストメイト／オストメイト用設備マーク 人工肛門・人口膀胱保有者（オストメイト）であること、オストメイトのための設備があることを表しています。 問い合わせ先：（公社）日本オストミー協会
	ハート・プラスマーク 身体内部（心臓、呼吸器、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある人を表しています。 問い合わせ先：（特非）ハート・プラスの会

はじめに

- 本冊子は、障がいのある方のための各種サービスや制度の内容を簡単に紹介するために毎年作成しているものです。新たに手帳を取得された方や、障がいのある方及びそのご家族を対象に、無償で配布しております。

ご利用上の注意

- 原則として、令和7年4月1日現在の情報を掲載しています。
■記載内容は最小限にとどめてありますので、詳細については、それぞれの窓口にお問い合わせください。
■今後、制度の内容等が変わる場合がありますので、ご確認の上、ご利用ください。
■本文中の記号の意味は、次のとおりです。

身 身体障がい者向け **知** 知的障がい者向け **精** 精神障がい者向け **難** 難病等の方向け

- 本冊子の作成費用の財源の一部とするため、広告を掲載しています。広告内容に関するお問い合わせは、それぞれの広告主へお願いします。また、広告内容について市が保証や推薦をするものではありませんのでご了承ください。

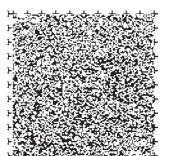
- 「障害」の字について、文字の印象を和らげるため、本冊子では、ひらがな表記としている場合があります。

マイナンバー制度における本人確認について

- 本冊子で紹介されている制度の中には、申請書等に個人番号（マイナンバー）の記載が必要なものがあります。本人又は代理人がお手続きする際は、個人番号と身元の確認（代理人の場合は代理権の確認を含む）のため、次のような書類が必要です。

手続き人	個人番号の確認	身元の確認
本人	個人番号カード又は①、②の書類が必要です	
	①個人番号が確認できる書類（1点）	②写真付き身分証明書（1点）
	・通知カード（現住所が記載されたもの） ・個人番号が記載された住民票 等	・運転免許証 ・パスポート 等
代理人	①～③の書類が必要です	
	①個人番号が確認できる書類（1点）	②写真付き身分証明書（1点）
	・通知カード（現住所が記載されたもの） ・個人番号が記載された住民票 等	・個人番号カード ・運転免許証 ・パスポート 等
		③代理人の代理権を証明する書類 ・委任状 ・戸籍謄本等 等

※写真付き身分証明書がない場合は、健康保険資格確認書又は健康保険証、年金手帳等、2点による証明が必要です。その他確認書類の詳細については各制度の窓口へおたずねください。



相模原市 LINE 公式アカウント 「障がい福祉制度案内サービス機能」について

相模原市 LINE 公式アカウントに「障がい福祉制度案内サービス機能」が追加されました。
障がい種別や等級に応じた障がい福祉サービス、居住地域における市の相談窓口などが検索できます。
受信設定を行うことで、障がい者向けイベントの開催情報や各種啓発情報など、市からの障がい福祉関連情報を受け取ることができます。
また、自立支援医療受給者証（精神通院医療）の有効期限を登録すると、更新時期のリマインド通知が届きます。

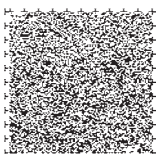
STEP①	次の QR コード又は友だち ID から、相模原市 LINE 公式アカウントを友だち登録してください。 友だち登録用 QR コード:  友だち ID: @sagamihara_city
STEP②	トーク画面下部、メインメニューの「障がい福祉メニューに切り替える」をタップします。障がい福祉メニューが表示が切り替わります。使いたい機能のボタンをタップしてご利用ください   
問合せ先	高齢・障害者支援課 障害認定・給付班 TEL：(042)769-8272

相模原市 障害への理解を進める情報発信サイト さーくる

障害理解に関するイベントや障がい者スポーツ、文化活動、障がい者団体の活動などの情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

さーくる 障害理解

検索



障がい程度別制度早見表

			医療・療育																			補装具・日常生活用具				手当・年金					公共料金						
			自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（精神通院医療）	自立支援医療（育成医療）	重度障害者医療費の助成	ひとり親家庭等医療費の助成	精神障害者入院医療援助金	後期高齢者医療制度	高額療養費制度、限度額適用認定証	特定疾病療養受療証	知的障害者更生相談	障害児等療育支援事業	機能訓練事業	支援保育	重症心身障害児者関係	障害者歯科診療関係	補装具費の支給	補装具更生相談	日常生活用具の給付	障害児訓練器具等購入費の助成	障害児福祉手当	特別障害者手当	相模原市重度障害者等福祉手当	神奈川県在宅重度障害者等手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	在日外国人障害者等福祉給付金	下水道使用料の減免	水道料金の減免	施設利用料の優遇	バス運賃の割引	タクシー運賃、国内航空運賃の割引	鉄道運賃の割引、フェリー等運賃の割引			
障がい程度別制度早見表			14	14	15	16	16	17	17	18	18	19	19	19	20	20	21	22	23	23	27	28	28	28	28	28	29	30	32	32	33	35	35	36			
掲載ページ			14	14	15	16	16	17	17	18	18	19	19	19	20	20	21	22	23	23	27	28	28	28	28	28	29	30	32	32	33	35	35	36			
身体障害者手帳	視覚	1級	△		△	○	△		○	△			○	○	○		○	○		○	△	△	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○				
		2級	△		△	○	△		○	△			○	○	○		○	○		○	△	△	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○				
		3級	△		△	△	△		○	△			○	○	○		○	○		○	△	△	△	○	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○			
		4級	△		△					△			○	○	○		○	○		△				△							○	○	○	○			
		5級	△		△					△			○	○	○		○	○		△												○	○	○			
		6級	△		△					△			○	○	○		○	○		△											○	○	○	○			
	聴覚 平衡	2級	△		△	○	△		○	△			○	○	○		○	○	○	△	△	△	△	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○			
		3級	△		△	△	△		○	△			○	○	○		○	○	△	△	△			○	△	○	△	○	△	△	○	○	○	○			
		4級	△		△					△			○	○	○		○	○	△					△							○	○	○	○			
		5級	△		△					△			○	○	○		○	○		△											○	○	○	○			
		6級	△		△					△			○	○	○		○	○	○	△											○	○	○	○			
		音声・言語 そしゃく	3級	△		△	△	△		○	△			○	○	○		○	△		△	△			○	△	○		○	△	△	○	○	○	○		
	4級	△		△				△	△			○	○	○		○	△		△				△							○	○	○	○				
	肢体 不自由	1級	△		△	○	△		○	△			○	○	○	△	○	○	○	○	△	△	△	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○			
		2級	△		△	○	△			○	△			○	○	○	△	○	○	○	△	△	△	△	○	△	○	△	○	○	△	○	○	○			
		3級	△		△	△	△		○	△			○	○	○		○	○	○	△				○	△	○	△	○	△	△	○	○	○	○			
		4級	△		△		△		△	△			○	○	○		○	○	○	△				△		△	△				○	○	○	○			
		5級	△		△					△			○	○	○		○	○	○	△											○	○	○	○			
		6級	△		△					△			○	○	○		○	○	○	△											○	○	○	○			
	内部	1級	△		△	○	△		○	△	△			○	○	○		○	△	△	△	△	△	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○			
		2級	△		△	○	△		○	△				○	○	○		○	△			△		△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○			
		3級	△		△	△	△		○	△	△			○	○	○		○	△	△	△			○	△	○	△	○	△	△	○	○	○	○			
		4級	△		△					△	△			○	○	○		○	△	△	△			△	△						○	○	○	○			
療育手帳	A 1				○	△		○	△			○	○	○	○	△	○			△	△	△	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○				
	A 2				○	△		○	△			○	○	○	○	△	○			△	△	△	△	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○				
	B 1				△	△		△				○	○	○	○		○							△	△	○	△	○	△	△	○	○	○	○			
	B 2				△							○	○	○	○		○									△	△			△	○	○	○	○			
精神障害者 保健福祉手帳	1級		○		○	△	△	○	△			○		○		○					△		△	△	△	△	○	○		△		○	○	○			
	2級		○		○	△	△	○	△			○		○		○			△				○		△	△	○			△		○	○	○			
	3級		○				△		△			○		○		○								○							○	○	○	○			

- <備考> (1) ○はほぼ該当、△は一部該当
 (2) ○の場合でも、制度によって、年齢や所得などに制限がありますので、詳しくは本文にてご確認ください。
 (3) 早見表には、本書の掲載している制度のうち主なものを抜粋して掲載しています。
 (4) 障がい種別の詳細については、「身体障害者障害程度等級表」・「療育手帳判定基準」・「精神障害者保健福祉手帳判定基準」をご参照ください。
 (5) 高齢者や難病等の方は一部該当となる制度もあります。

障がい程度別制度早見表

障がい程度別制度早見表			公共料金								税金の控除						自動車・自転車						住宅						在宅福祉サービス							
			NHK放送受信料の免除	青い鳥郵便葉書の無償配付	くぼみ入りはがき	ふれあい案内（無料番号案内）	携帯電話基本使用料等の割引	福祉電話	J:COM ハートフルプラン	所得税・市民税・県民税・相続税の障害者控除	贈与税の非課税	個人事業税の非課税・減免	自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税種別割	軽自動車税（種別割）の減免	福祉タクシー利用助成・自動車燃料費助成	自動車運転免許取得費用の助成	自動車改造費用の助成	駐車禁止除外指定車の指定	市営自動車駐車場駐車料金の優遇	相模湖ふれあいパーク駐車場利用料金の割引	有料道路通行料金の割引	市営自転車駐車場駐車料の割引	住宅設備改善費の助成	バリアフリー改修住宅に対する固定資産税の減額	住宅改修相談	市営・県営住宅の入居優遇	県営住宅家賃の減免	あんしん賃貸支援事業	セーフティネット住宅	移動支援事業（ガイドヘルプ）	日中短期入所事業	障害者一時ケア事業	紙おむつ・尿とりパッドの支給	障害者施設通所交通費の助成		
掲載ページ			37	37	37	38	38	38	38	40	40	40	41	41	42	43	43	44	45	45	46	47	49	50	50	50	51	51	51	57	58	59	60	60		
身体障害者手帳	視覚	1級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△		○	
		2級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△		○	
		3級	△			○	○	○		○		○	○	○	△				○	△		○	○		△	○	○	○	△	○	○	△	△	△		○
		4級	△		○	○	○	○		○			○	△	△			△			○	○	○			○	○	△	○	○	△	△	△		○	
		5級	△		○	○	○		○											○	○	○	○		○	○			○	○	△	△	△		○	
		6級	△		○	○	○	○		○										○	○	○	○		○	○			○	○	△	△	△		○	
	聴覚 平衡	2級	△	○		○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		△	△	△		○
		3級	△			△	○	○		○		○				○	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○		△	△	△		○
		4級	△			○	○	○		○		○				○		○	○	○	○	○			○	○	○	△	○	○		△	△	△		○
		5級	△				○	○		○			△	△					○	○	○	○			○	○			○	○		△	△	△		○
		6級	△			○	○	○		○										○	○	○	○		○	○			○	○		△	△	△		○
		音声・言語 そしゃく	3級	△			○	○		○		○	△	○					△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○		△	△		○	
	4級	△				○	○		○		○								○	○	○	○		○	○	○	△	○	○		△	△		○		
	肢体 不自由	1級	△	○		△	○	○		○		○	○	○	○	○		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△	△	○	
		2級	△	○		△	○	○		○		○	○	△	△	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		△	△	△		○
		3級	△				○	○		○		○	△	△		△	△	△	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○		△	△	△		○
		4級	△				○	○		○		○	△	△		△	△	△		○	○	○	○		○	○	○	△	○	○		△	△	△		○
		5級	△				○	○		○			△	△					○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		△	△	△		○
		6級	△				○	○		○			△	△				△		○	○	○	○		○	○			○	○		△	△	△		○
	内部	1級	△	○			○	○		○		○	○	△	△	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		△	△	△		○
2級		△	○			○	○		○		○	○	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		△	△	△		○	
3級		△				○	○		○		○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○		△	△	△		○	
4級		△				○	○		○		○	○	○	○		○			○	○	○	○		○	○	○	△	○	○		△	△	△		○	
療育手帳	A 1	△	○		○	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△	△	○		
	A 2	△	○		○	○		○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△	△	○		
	B 1	△			○	○		○	○	○		○	○	○				△	○		○	△	○	○	○			○	○	△	△	△		○		
	B 2	△			○	○			○										○		○			○	○			○	○		△	△	△		○	
精神障害者 保健福祉手帳	1級	△			○	○		○	○			○	○	○	○		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△		○		
	2級	△				○		○	○			○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		△	△	△		○	
	3級	△			○	○		○	○			○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		△	△	△		○	

- <備考> (1) ○はほぼ該当、△は一部該当
 (2) ○の場合でも、制度によって、年齢や所得などに制限がありますので、詳しくは本文にてご確認ください。
 (3) 早見表には、本書の掲載している制度のうち主なものを抜粋して掲載しています。
 (4) 障がい種別の詳細については、「身体障害者障害程度等級表」・「療育手帳判定基準」・「精神障害者保健福祉手帳判定基準」をご参照ください。
 (5) 高齢者や難病等の方は一部該当となる制度もあります。

在宅福祉サービス										権利	その他の制度										就労					防災				
福祉有償運送（移送サービス）	手話通訳者・要約筆記者の派遣等	盲ろう者通訳・介助員の派遣と盲ろう者相談	全身性障害者等入院時コミュニケーション支援事業	聞こえにくい方のためのコミュニケーション教室	障害者在宅福祉サービス総合利用登録	寝具乾燥消毒サービス	訪問入浴サービス	給食サービス	緊急通報サービス	認知症高齢者・障害者等サービス	成年後見制度利用支援事業	郵便等による不在者投票制度	代理投票と点字投票	東京電力 ファックスを利用した連絡受付サービス	FAXによる粗大ごみ戸別収集申込み	粗大ごみ福祉ふれあい収集	リーディングサービス・対面音訳	点訳・拡大写本サービス	声の広報・点字版広報の配布	身体障害者補助犬の給付	身体障害者補助犬の診療費助成	磁気誘導ループ等の補聴支援	ストーマ用装具保管事業	ハローワークの職業相談・紹介	障害者支援センター松が丘園等の就労相談等	神奈川障害者職業能力開発センター	神奈川障害者職業能力開発校	職業訓練法人神奈川能力開発センター	110番通報システム	119番通報サービス
61	62	63	63	63	64	64	64	64	64	65	70	71	71	72	72	72	73	73	74	74	74	75	75	79	79	79	80	80	84	84
△		△			△	△	△	△	△			○				△	○	○	○	△	△			○	○	○	○			
△		△			△	△	△	△	△			○				△	○	○	○	△	△			○	○	○	○			
△		△										○				△	○	○	○	△	△			○	○	○	○			
△		△										○				△	○	○	○	△	△			○	○	○	○			
△												○				△	○	○	○	△	△			○	○	○	○			
△	○	△		○	△	△	△	△	△					○	△	△				△	△	○		○	○	○	○		○	○
△	○	△		○										△	△	△				△	△	○		○	○	○	○		△	○
△	○			○										△	△	△				△	△	○		○	○	○	○		△	○
△	△													○	△	△							○	○	○	○		○	○	
△	△													○	△	△							○	○	○	○		○	○	
△			△		△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△																														

目 次

1. 相談窓口等

相談窓口	1
精神保健福祉センター	2
障害者更生相談所	2
児童相談所	2
難病の相談窓口	2
高齢・障害者相談課 高齢福祉班	3
子育て支援センター	3
発達障害支援センター	3
消費生活総合センター	4
障害者支援センター松が丘園	4
基幹相談支援センター	4
障害者相談支援キーステーション	4
精神障害者地域活動支援センター	5
市立緑第一障害者地域活動支援センター	5
教育委員会支援教育課	6
医療的ケア児等コーディネーター	6
障害福祉相談員	6
相談支援事業所	7
地域包括支援センター	8
認知症の相談窓口	9
民生委員・児童委員	9
市社会福祉協議会	10
高次脳機能障害等支援普及事業	10
いのちの電話	10
ハローワーク相模原(相模原公共職業安定所)	11
かながわ難病相談・支援センター	11
難病情報センター	11
かながわ福祉サービス運営適正化委員会	11
かながわ成年後見推進センター	11

2. 手帳

身体障害者手帳	12
療育手帳	13
精神障害者保健福祉手帳	13

3. 医療・療育

自立支援医療(更生医療)	14
自立支援医療(精神通院医療)	14
自立支援医療(育成医療)	15

小児慢性特定疾病医療	15
指定難病医療	15
重度障害者医療費の助成	16
ひとり親家庭等医療費の助成	16
精神障害者入院医療援護金	17
後期高齢者医療制度	17
高額療養費制度	18
限度額適用(・標準負担額減額)認定証	18
特定疾病療養受療証	18
知的障害者更生相談	19
障害児等療育支援事業	19
機能訓練事業	19
支援保育	20
在宅重症心身障害児者支援事業	20
重症心身障害児(者)訪問看護支援事業	20
障害者歯科診療	21
歯科訪問診療・口腔ケア	21
臓器移植・アイバンク	21

4. 補装具・日常生活用具などの給付

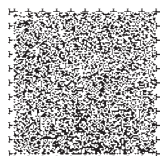
補装具費の支給	22
補装具更生相談	23
日常生活用具の給付	23
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	26
障害児訓練器具等購入費の助成	27
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	27

5. 手当・年金

障害児福祉手当	28
特別障害者手当	28
相模原市重度障害者等福祉手当	28
神奈川県在宅重度障害者等手当	28
特別児童扶養手当	28
児童扶養手当	29
障害厚生年金など	29
在日外国人障害者等福祉給付金	30
障害者扶養共済制度	30
産科医療補償制度	31

6. 公共料金等の割引

下水道使用料の減免	32
-----------	----



水道料金の減免	32
施設利用料の優遇	33
バス運賃の割引	35
タクシー運賃の割引	35
国内航空運賃の割引	35
鉄道運賃の割引	36
フェリー等運賃の割引	36
NHK放送受信料の免除	37
郵便物等料金の優遇など	37
ふれあい案内（無料番号案内）	38
携帯電話基本使用料等の割引	38
福祉電話	38
J:COM ハートフルプラン	38

7. 税金の控除

税金の窓口	39
所得税・市民税・県民税の障害者控除	40
相続税の障害者控除	40
贈与税の非課税	40
利子非課税制度	40
個人事業税の非課税・減免	40
自動車税（軽自動車税）環境性能割・種別割	41

8. 自動車・自転車

福祉タクシー利用助成・自動車燃料費助成	42
自動車運転免許取得費用の助成	43
自動車改造費用の助成	43
駐車禁止除外指定車の指定	44
市営自動車駐車場駐車料金の優遇	45
相模湖ふれあいパーク駐車場利用料金の割引	45
有料道路通行料金の割引	46
市営自転車駐車場駐車料の割引	47
安全運転相談	47
障害者等用駐車区画利用証制度	48

9. 住宅

住宅設備改善費の助成	49
バリアフリー改修住宅に対する固定資産税の減額	50
住宅改修相談	50
市営・県営住宅の入居優遇	50
県営住宅家賃の減免	51
あんしん賃貸支援事業	51
セーフティネット住宅	51

10. 障害者総合支援法、在宅福祉サービス

障害者総合支援法・児童福祉法のサービス	52
移動支援事業（ガイドヘルプ）	57
日中短期入所事業	58
北里大学病院小児在宅支援部門あすばら	59
障害者一時ケア事業	59
紙おむつ・尿とりパッドの支給	60
障害者施設通所交通費の助成	60
重度障害者等就労支援特別事業	60
地域活動支援センター	61
福祉有償運送（移送サービス）	61
手話通訳者・要約筆記者の派遣等	62
盲ろう者通訳・介助員の派遣と相談	63
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	63
電話リレーサービス	63
ヨメテル（文字表示電話サービス）	63
全身性障害者等入院時コミュニケーション支援事業	63
聞こえにくい方のためのコミュニケーション教室	63
障害者在宅福祉サービス総合利用登録	64
寝具乾燥消毒サービス	64
訪問入浴サービス	64
給食サービス	64
緊急通報サービス	64
認知症高齢者・障害者等見守り検索サービス	65
認知症高齢者・障害者等SOSネットワークシステム	65

11. スポーツ・レクリエーション

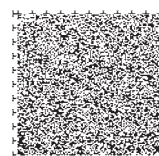
神奈川県障害者スポーツ大会	66
神奈川県ゆうあいピック大会	66
けやき体育館	67
パラスポーツ用具貸出事業	67
障害者更生センター	67
ほかほかふれあいフェスタ	67

12. 権利擁護

障がい理由とする差別の解消の推進	68
障がい者の虐待防止	68
さがみはら成年後見・あんしんセンターで行う事業	69
成年後見制度利用支援事業	70

13. その他の制度

郵便等による不在者投票制度	71
代理投票と点字投票	71



東京電力ファクスを利用した連絡受付サービス・・・	72
FAXによる粗大ごみ戸別収集申込み	72
粗大ごみ福祉ふれあい収集	72
陽光園オモチャライブラリー	72
ひだまり施設公開	72
視覚障害者情報センター	73
リーディングサービス・対面音訳	73
点訳・拡大写本サービス	73
ことばの道案内提供事業	73
声の広報・点字版広報の配布	74
身体障害者補助犬の給付	74
身体障害者補助犬の診療費助成	74
磁気誘導ループ等の補聴支援	75
ストーマ用装具保管事業	75
人工呼吸器使用者非常用電源給付事業	76
生活福祉資金	77
福祉用具の貸出等	77
ボランティア活動	77
ふれあいサービス（有料の家事援助サービス）・・・	77

14. 就学

就学相談	78
------	----

15. 就労

ハローワークの職業相談・紹介	79
障害者支援センター松が丘園などの就労相談等・・・	79
神奈川障害者職業センター	79
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構	79
神奈川障害者職業能力開発校	80
職業訓練法人 神奈川能力開発センター	80

16. 防災

災害時の避難情報について	81
さがみはらメールマガジン「防災」	82
さがみはら防災ガイドブック（点字版・録音版）	82
重ねるハザードマップ	82
各種防災情報確認サービス	83
110番通報システム	84
119番通報サービス	84
災害時における障がい者支援	85

17. 障がい者団体

障がい児者福祉団体連合組織	86
障がい児者福祉団体	86

スポーツサークル	88
支援者団体	88

18. 市内の指定自立支援医療機関

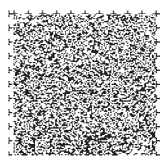
指定自立支援医療機関（育成・更生医療）	89
指定自立支援医療機関（精神通院医療）	90

19. 主な市内公共機関のファクス番号

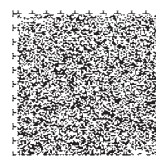
主な市内公共機関のファクス番号	93
-----------------	----

20. 資料

点字の読み方一覧表（凸面用）	96
指文字（ひらがな）	98
身体障害者障害程度等級表	100
療育手帳判定基準	102
精神障害者保健福祉手帳判定基準	103



	相談窓口等	1
	手帳	2
	医療・療育	3
	補装具・日常生活用具などの給付	4
	手当・年金	5
	公共料金の割引	6
	税金の控除	7
	自動車・自転車	8
	住宅	9
	障害者総合支援法、在宅福祉サービス	10
	スポーツ・レクリエーション	11
	権利擁護	12
	その他の制度	13
	就学	14
	就労	15
	防災	16
	障がい者団体	17
	市内の指定自立支援医療機関	18
	主な市内公共機関のファクス番号	19
	資料	20



1. 相 談 窓 口 等

相談窓口

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付や自立支援給付の申請の手続き、補装具費の支給申請など、各種福祉制度の総合的窓口となります。

※身体障害者手帳のない難病等の方の相談窓口は、2 ページの緑・中央・南保健センターが担当となります。

■緑区にお住まいの方

橋本地区 大沢地区	緑高齢・障害者相談課	〒252-5177 緑区西橋本 5-3-21 (緑区合同庁舎 3 階) ①身体・知的福祉班 電 話 (042)775-8810 ②精神保健福祉班* 電 話 (042)775-8811 ①・②共通 F A X (042)775-1750
城山地区*	城山福祉相談センター	〒252-5192 緑区久保沢 1-3-1 (城山総合事務所本館 1 階) 電 話 (042)783-8136 F A X (042)783-1720
津久井地区*	津久井高齢・障害者相談課	〒252-5172 緑区中野 613-2 (津久井保健センター1 階) 障害福祉班 電 話 (042)780-1412 F A X (042)784-1222
相模湖地区*	相模湖福祉相談センター	〒252-5162 緑区与瀬 896 (相模湖総合事務所 2 階) 電 話 (042)684-3215 F A X (042)684-3618
藤野地区*	藤野福祉相談センター	〒252-5152 緑区小渕 2000 (藤野総合事務所 2 階) 電 話 (042)687-5511 F A X (042)687-4347

*精神保健福祉について、精神障害者保健福祉手帳の申請手続き・交付及び自立支援医療（精神通院医療）の申請手続きは各課・各福祉相談センターで行っています。

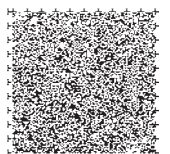
*上記以外の精神保健福祉に関するご相談等は、橋本・大沢・城山地区の方は緑高齢・障害者相談課精神保健福祉班、津久井・相模湖・藤野地区の方は津久井高齢・障害者相談課が担当となります。

■中央区にお住まいの方

中央区	中央高齢・障害者相談課	〒252-5277 中央区富士見 6-1-1 (ウェルネスさがみはらA館 1 階) ①身体・知的福祉班 電 話 (042)769-9266 ②精神保健福祉班 電 話 (042)769-9806 ①・②共通 F A X (042)755-4888
-----	-------------	--

■南区にお住まいの方

南区	南高齢・障害者相談課	〒252-0303 南区相模大野 6-22-1 (南保健福祉センター3 階) ①身体・知的福祉班 電 話 (042)701-7722 ②精神保健福祉班 電 話 (042)701-7715 ①・②共通 F A X (042)701-7705
----	------------	---



精神保健福祉センター

思春期・ひきこもり、アルコール・薬物問題・ギャンブルの専門的な相談、当事者や家族向けの心理教育、自殺予防電話相談などの業務を行っています。また、精神科病院に入院中のご本人や家族等からの、退院請求や処遇改善請求を受付けています。

所在地 〒252-5277 中央区富士見 6-1-1 (ウェルネスさがみはらA館 7階)
電話 (042)769-9818
FAX (042)768-0260

こころのホットライン (自殺予防電話相談) (042)769-9819

※電話相談は毎日 (年末年始を除く) 午後5時～午後10時 (受付は午後9時30分まで)

ひきこもり支援ステーション (042)769-6632

※午前10時～正午、午後1時～午後4時

障害者更生相談所

補装具 (義肢、車いすなど) の適合判定、身体障害者手帳及び療育手帳 (知的障がい者) の判定などを行っています。身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所を兼ねています。

所在地 〒252-5277 中央区富士見 6-1-1 (ウェルネスさがみはらA館 6階)
電話 (042)769-9807
FAX (042)750-6150

児童相談所

児童に関する専門的な相談、一時保護、施設入所措置などを行っています。

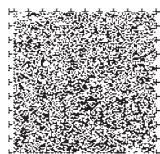
所在地 〒252-0206 中央区淵野辺 2-7-2
電話 (042)730-3500
FAX (042)730-3900

難病の相談窓口

難病の方の療養生活に関する相談を行っています。

緑保健センター	〒252-5177 緑区西橋本 5-3-21 (緑区合同庁舎 4階) 電話 (042)775-8816 FAX (042)775-1751
緑保健センター 津久井担当	〒252-5172 緑区中野 613-2 (津久井保健センター1階) 電話 (042)780-1414 FAX (042)784-1222
中央保健センター	〒252-5277 中央区富士見 6-1-1 (ウェルネスさがみはらA館 4階) 電話 (042)769-8233 FAX (042)750-3066
南保健センター	〒252-0303 南区相模大野 6-22-1 (南保健福祉センター3階) 電話 (042)701-7708 FAX (042)701-7716

※ 指定難病医療費助成の制度に関しては疾病対策課難病対策班(→15 ページ)へお問合せください。



高齢・障害者相談課 高齢福祉班

高齢者の地域包括ケアの支援、地域包括支援センターの支援、高齢者の介護予防事業、認知症対策、高齢者の虐待防止対策及び関係機関との調整、在宅福祉サービスなどを行っています。

緑高齢・障害者相談課	〒252-5177 緑区西橋本 5-3-21（緑区合同庁舎 3 階） 電 話 (042)775-8812 F A X (042)775-1750
中央高齢・障害者相談課	〒252-5277 中央区富士見 6-1-1（ウェルネスさがみはら A 館 1 階） 電 話 (042)769-8349 F A X (042)755-4888
南高齢・障害者相談課	〒252-0303 南区相模大野 6-22-1（南保健福祉センター 1 階） 電 話 (042)701-7704 F A X (042)701-7724
津久井高齢・障害者相談課 （地域・高齢福祉班）	〒252-5172 緑区中野 613-2（津久井保健センター 1 階） 電 話 (042)780-1408 F A X (042)784-1222

子育て支援センター 身 知 精

療育相談、リハビリテーション相談、療育支援、幼稚園・保育園等の巡回訪問、療育技術支援等のほか、児童発達支援事業なども行っています。

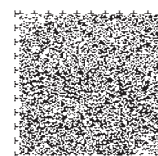
※相模湖、藤野へ来所される場合は不在の場合がありますので、あらかじめ電話にてご予約ください。

緑子育て支援センター 療育相談班	〒252-5177 緑区西橋本 5-3-21（緑区合同庁舎 3 階） 電 話 (042)775-1760 F A X (042)775-1750
緑子育て支援センター 療育相談班 津久井担当	〒252-5172 緑区中野 613-2（津久井保健センター 1 階） 電 話 (042)780-1420 F A X (042)784-1222
緑子育て支援センター 療育相談班 相模湖担当	〒252-0171 緑区与瀬 877（市立桂北小学校内） 電 話 (042)684-3737（相模湖総合事務所 2 階） F A X (042)684-3618
緑子育て支援センター 療育相談班 藤野担当	〒252-5152 緑区小淵 2000（藤野総合事務所 2 階） 電 話 (042)687-5515 F A X (042)687-4347
中央子育て支援センター 療育相談班	〒252-0226 中央区陽光台 3-19-2（陽光園内） 電 話 (042)756-8424 F A X (042)756-3360
南子育て支援センター 療育相談班	〒252-0303 南区相模大野 6-22-1（南保健福祉センター 2 階） 電 話 (042)701-7727 F A X (042)701-7728

発達障害支援センター

高校生年齢以降の発達障がいのある人とその家族に対する相談支援、発達支援、就労支援を行います。また、関係機関と連携して、発達障がいの普及啓発活動や人材育成等を行います。

所 在 地	〒252-0226 中央区陽光台 3-19-2（陽光園内）
電 話	(042)756-8411
F A X	(042)756-3360



消費生活総合センター

商品・サービスの契約トラブルなどの消費生活相談を受け付けています。

所在地	〒252-0143 緑区橋本 6-2-1 シティ・プラザはしもと内（イオン橋本店 6 階）
電話	(042) 775-1770
相談時間	月～金 午前 9 時～午後 4 時（※第 2・4 金曜日は午後 6 時まで） 土日祝 午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時 ※中央区・南区の市民相談室から、インターネットを利用したオンライン面談も可能です。（平日のみ・要予約）

障害者支援センター松が丘園 身 知 精 難

障がいのある方のその人らしい地域の暮らしを支援するため、就労や生活など、地域で必要となるさまざまな相談を行っています。また、生活を支援する事業、家族を支援する事業なども行っています。

開所日	月曜日～日曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
所在地	〒252-0223 中央区松が丘 1-23-1
電話	(042)758-2121
F A X	(042)758-7070
ホームページアドレス	https://www.sagamihara-shafuku.or.jp



基幹相談支援センター 身 知 精 難

障がいの種別に関わらず各種ニーズに対応できる総合的かつ専門的な相談支援を行っています。また、市内の相談支援事業者の人材育成や相談機関との連携強化の取組等のほか、当事者によるピアカウンセリング（視覚、聴覚、難聴、全身性及び肢体不自由。事前に予約が必要です。）を実施しています。

開所日	月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
所在地	〒252-0223 中央区松が丘 1-23-1（障害者支援センター松が丘園内）
電話	(042)758-2121
F A X	(042)758-7070
ホームページアドレス	https://www.sagamihara-shafuku.or.jp



障害者相談支援キーステーション 身 知 精 難

各区の障がいのある方を対象に、障がいの種別に関わらず各種ニーズに対応できる総合的かつ専門的な相談支援を行っています。

開所日は月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。

■緑障害者相談支援キーステーション【担当地区：緑区】

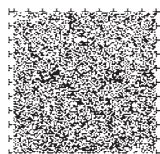
所在地	〒252-5177 緑区西橋本 5-3-21（緑区合同庁舎 2 階）
電話	(042)703-0150
F A X	(042)773-2588

■中央障害者相談支援キーステーション【担当地区：中央区】

所在地	〒252-5277 中央区富士見 6-1-1（ウェルネスさがみはら A 館 2 階）
電話	(042)704-8611
F A X	(042)704-8626

■南障害者相談支援キーステーション【担当地区：南区】

所在地	〒252-0303 南区相模大野 6-22-1（南保健福祉センター 1 階）
電話	(042)705-5960
F A X	(042)705-5961



精神障害者地域活動支援センター 精

精神障がい者の方の毎日の暮らしの中で生じる生活に関する相談、悩み事の相談などを行っています。

■地域活動支援センターカミング

開 館 日	電話相談・フリースペース 月曜日・水曜日 午後1時～午後7時 木曜日 午後1時～午後5時 土曜日・日曜日・祝日 午前10時～午後5時 ※月曜が祝日の場合は休館とし翌火曜の午前10時～午後5時に振替 ※水曜が祝日の場合は午前10時～午後5時まで ※木曜が祝日の場合は休館とし翌金曜の午後1時～午後5時に振替
センター営業時間	月曜日・水曜日 正午～午後7時 木曜日・土曜日・日曜日 午前10時～午後5時 ※月・木が祝日の場合は休館とし翌日の午前10時～午後5時に振替 ※水曜が祝日の場合は午前10時～午後5時まで
休 館 日	火曜日・金曜日
所 在 地	〒252-0206 中央区淵野辺 4-15-6 ヴィーナス 2 階
電 話	(042)759-5117
F A X	(042)759-5118
ホームページアドレス	http://coming.no.coocan.jp/



■相模原市立南障害者地域活動支援センター

開 館 日	火曜日・水曜日・金曜日 午後1時～午後8時 土曜日・日曜日・祝日 午前10時～午後5時 ※水曜日の電話は午後6時まで
休 館 日	月曜日・木曜日 ※休館日が祝日の場合は開館し、原則翌日を振替休館日とします
所 在 地	〒252-0314 南区南台 4-12-54 市営南台団地 4 号棟 1 階
電 話	(042)701-3917
F A X	(042)701-3918
ホームページアドレス	http://www.sagami-portal.com/hp/dnt10119/



■橋本障害者地域活動支援センターぷらすかわせみ

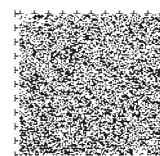
開 館 日	相 談 月曜日～金曜日・第一土曜日 午前9時～午後5時 フリースペース 月曜日 午前10時～午後4時30分 火曜日～金曜日 午前11時30分～午後4時30分(第三金曜日を除く) 第一土曜日・第三金曜日 午後0時30分～午後4時30分
休 館 日	土曜日(第一土曜日を除く)・日曜日・祝日
所 在 地	〒252-0143 緑区橋本 6-36-1 グラントーレ橋本 2FA
電 話	(042)703-5556
F A X	(042)703-5557
ホームページアドレス	https://www.kawasemikai.org/施設一覧/ぷらす-かわせみ-1/



相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター 身 知 精

障がい者の方の毎日の暮らしの中で生じる生活に関する相談、悩み事の相談などを行っています。

開 館 日	月曜日～土曜日 午前9時30分～午後6時
休 館 日	日曜日
所 在 地	〒252-0171 緑区与瀬 1010-1
電 話	(042)684-3581
F A X	(042)684-5010
ホームページアドレス	http://midoridail-stc.net



教育委員会支援教育課

障がい等により個別に配慮を要する次年度就学児及び在学児童生徒の就学や教育に関する相談を行っています。

所在地 〒252-5277 中央区中央 2-11-15
電話 (042)769-6134 (就学相談担当直通)
FAX (042)758-9036

医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケアが必要な児童や重症心身障がい児の方が地域生活を送る上でのさまざまな相談に応じます。18歳に達した後も円滑に成人期のサービスに引き継がれるように支援をしていきます。

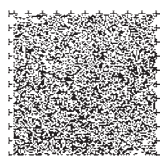
窓口 緑・中央・南障害者相談支援キーステーション (→4ページ)
担当地区 緑障害者相談支援キーステーション【緑区にお住まいの方】
中央障害者相談支援キーステーション【中央区にお住まいの方】
南障害者相談支援キーステーション【南区にお住まいの方】
ホームページアドレス <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/1026602/kosodate/1026606/jyoho/1025051.html>

障害福祉相談員

日常生活の中での悩みごとや心配ごとなどを気軽に相談してください。相談はすべて無料、秘密は厳守します。不在の場合もあります。また、午後9時以降の相談はご遠慮ください。

身体障害者相談員

所属団体	名前	連絡先等
相模原市 肢体障害者協会	こいで 庄作 しょうさく	電話 (042)854-3030
	よしはら 君子 きみこ	電話 (042)760-4921
	ふじもり 勝幸 かつゆき	電話 (042)750-3956
	あらい 清美 きよみ	電話 090-6176-5139
車いすと杖の会	きな 勇 いさむ	電話 (042)757-7876
	たかもと 涼 りょう	電話 (042)753-9804
相模原市 視覚障害者協会	いちかわ 照芳 てるよし	電話 (042)772-2686
	せきた むつみ	電話 080-5412-2752
相模原市聴覚障害者協会	くぼ 博 ひろし	ファクス (042)812-9128
相模原市難聴者協会・土の会	つちや 和代 かずよ	ファクス (042)851-3988 メール kazuyo-kazuyo-kazuyo@nifty.com
相模原失語症友の会	くぼ 美砂子 みさこ	電話 (042)746-6125
相模原市腎友会	わたなべ 佳子 よしこ	電話 080-9814-8016 メール rain-am-1016@ezweb.ne.jp ※月・水・金曜日は電話での相談不可
	にのみや 美和子 みわこ	電話 (042)778-5688 ※月・水・金曜日の午後6時までは相談不可
	こくぼ きよ子 きよこ	電話 (042)744-2069 ※月・水・金曜日の午前7時～午後2時は相談不可
日本オストミー協会 神奈川支部相模原担当	いしの まち子 まこ	電話 070-3998-8992



■知的障害者相談員

所属団体	名前	連絡先等
相模原市 手をつなぐ育成会	くしま 九嶋 園子	電話 (042)740-3118
	ふじた 藤田 由美子	電話 (042)763-6381 メール macox7418@gmail.com
	さんぐう 三宮 隆志	電話 (042)751-5167 メール t-sangu@sc5.so-net.ne.jp
	いしい 石井 弘子	電話 (042)755-0542
	もちづき 望月 陽子	電話 090-4831-8481
	おおい 大井 早苗	電話 090-5408-6078
相模原市 自閉症児・者親の会 (相模原やまびこ会)	すずき 鈴木 秀美	電話 (046)257-4045 メール hidemi-suzuki@jcom.home.ne.jp
	島森(しまもり)	電話 (042)745-9191
	松原(まつばら)	電話 (046)251-7481

■精神障害者相談員

所属団体	名前	連絡先等
つくいの里 (精神障がい者を支援する団体)	なんぼ 南場 泰子	電話 (042)780-1980 レイクサイド津久井(精神障害者グループホーム) 相談時間 平日の午前 11 時～午後 7 時
地域活動支援センターカミング ピアサポートグループピアカム (精神障がい当事者)		電話 090-2535-5925 相談時間 火曜日と金曜日の午後 5 時～7 時

相談支援事業所 身 知 精 難

○特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所

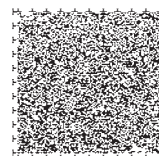
障害福祉サービスや障害児通所支援に関する相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画案や障害児支援利用計画案の作成、サービス事業者との連絡調整などを行っています。

○一般相談支援事業所（地域移行支援）

障害者支援施設や精神科病院等に入所等をしている障がい者の方に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行っています。

○一般相談支援事業所（地域定着支援）

居宅で一人暮らし等をしている障がい者の方に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行っています。



地域包括支援センター

高齢者のみなさんが住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるように、市が社会福祉法人等に委託をして『地域包括支援センター』を市内29か所に設置しています。

地域包括支援センターでは、高齢者や介護する家族等からの保健・福祉・リハビリテーション・介護等に関する様々な相談を窓口や電話、訪問などの方法でお受けするほか、介護予防に関する教室の開催、高齢者の日常生活を支援する市の在宅福祉サービスや介護保険サービスを利用するためのお手伝い、介護予防ケアプランなどの作成なども行っています。

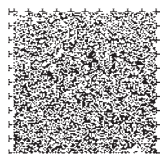
相談や申請等の費用は無料ですので、お気軽にご相談ください。

■緑区

名称	所在地	電話
橋 本 地域包括支援センター	〒252-0131 緑区西橋本 5-3-21 (緑区合同庁舎 1 階)	(042)773-5812
相 原 地域包括支援センター	〒252-0137 緑区二本松 3-4-7	(042)703-5088
大 沢 地域包括支援センター	〒252-0135 緑区大島 1556 (特別養護老人ホーム中の郷ユニット型内)	(042)760-1210
城 山 地域包括支援センター	〒252-5192 緑区久保沢 1-3-1 (城山総合事務所本館 1 階)	(042)783-0030
津久井 地域包括支援センター	〒252-0157 緑区中野 966-5	(042)780-5790
相模湖 地域包括支援センター	〒252-5162 緑区与瀬 896 (相模湖総合事務所 1 階)	(042)684-9065
藤 野 地域包括支援センター	〒252-5152 緑区小淵 2000 (藤野総合事務所 4 階)	(042)686-6705

■中央区

名称	所在地	電話
小 山 地域包括支援センター	〒252-0212 中央区宮下 1-1-21	(042)771-3381
清 新 地域包括支援センター	〒252-0216 中央区清新 3-6-1	(042)707-0822
横 山 地域包括支援センター	〒252-0242 中央区横山 1-2-15 グリーンハイム 1 階	(042)751-6662
中 央 地域包括支援センター	〒252-0237 中央区千代田 1-6-2 アスカマンション 1-C 号室	(042)730-3886
星が丘 地域包括支援センター	〒252-0237 中央区千代田 5-3-19	(042)758-7719
光が丘 地域包括支援センター	〒252-0227 中央区光が丘 2-18-87 (光が丘ふれあいセンター内)	(042)750-1067
大野北第1 地域包括支援センター	〒252-0206 中央区淵野辺 3-6-17 まいづるビル 1 階	(042)704-9551
大野北第2 地域包括支援センター	〒252-0233 中央区鹿沼台 1-3-17 ヴィアーレ鹿沼台 1-C	(042)768-2195
田 名 地域包括支援センター	〒252-0244 中央区田名 1262-5 D+STYLE 上田名ビル 1 階	(042)764-6831
上 溝 地域包括支援センター	〒252-0243 中央区上溝 7-16-13	(042)760-7055



■南区

名称	所在地	電話
大野中 地域包括支援センター	〒252-0344 南区古淵 3-28-1 ランバーパート 6 1 階	(042)701-0511
大 沼 地域包括支援センター	〒252-0334 南区若松 4-17-13 ソフィアビル 1 階	(042)705-5435
大野台 地域包括支援センター	〒252-0331 南区大野台 5-25-10	(042)758-8278
大野南 地域包括支援センター	〒252-0303 南区相模大野 3-1-33 丸徳ビル 1 階 7 号	(042)767-3701
上鶴間 地域包括支援センター	〒252-0318 南区上鶴間本町 6-28-14	(042)767-2731
麻 溝 地域包括支援センター	〒252-0335 南区下溝 756-6 (三和麻溝店 B 館 3 階)	(042)777-6858
新 磯 地域包括支援センター	〒252-0326 南区新戸 1716 (新戸デイサービスセンター内)	(046)252-7646
相模台第1 地域包括支援センター	〒252-0314 南区南台 5-12-21 品田ビル 1-A	(042)767-3888
相模台第2 地域包括支援センター	〒252-0328 南区麻溝台 6-26-4 旭マンション 1 階	(042)741-6665
相武台 地域包括支援センター	〒252-0325 南区新磯野 4-1-3 (相武台まちづくりセンター・公民館内)	(046)206-5571
東林第1 地域包括支援センター	〒252-0311 南区東林間 5-5-1	(042)740-7708
東林第2 地域包括支援センター	〒252-0313 南区松が枝町 15-11 CLL エクセレンス松が枝 I 106 号室	(042)705-8278

認知症の相談窓口

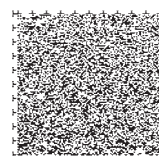
認知症や医療、生活やケアの方法などの悩み事の相談を行っています。

名称	電話	受付時間
相模原市認知症疾患医療センター (治療など医療についての相談)	北里大学病院 トータルサポートセンター 直通 (042)778-8229	月曜日～金曜日 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 (祝日、年末年始を除く)
	総合相模更生病院 直通 (042)752-1810	
相模原市若年性認知症相談窓口 (主に 18 歳から 65 歳未満の方)	北里大学病院 直通 (042)778-8658	月曜日～金曜日 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 (祝日、年末年始を除く)
かながわ認知症コールセンター (認知症全般)	公益社団法人 認知症の人 と家族の会 神奈川県支部 (045)755-7031	月曜日・水曜日午前 10 時～午後 8 時 土曜日午前 10 時～午後 4 時 (祝日を含む、年末年始を除く)
若年性認知症コールセンター (主に 18 歳から 65 歳未満の方)	認知症介護研究・研修大府センター 0800-100-2707	月曜日～土曜日午前 10 時～午後 3 時 (水曜日は午前 10 時～午後 7 時) (祝日、年末年始を除く)

民生委員・児童委員

地域における福祉を推進するために活動している方々で、地域の皆様の福祉に関わる相談を受け、市をはじめ関係機関の行っているサービスの紹介やこれらの機関への連絡等を行っています。

お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員についてお知りになりたいときは、生活福祉課〈市役所本館 5 階 電話(042)851-3170〉にお問い合わせください。



市社会福祉協議会

「みんなで支えあい 地域の力が育む 人にやさしいまち さがみはら」を実現するために、市民の参加と協力により、地域福祉活動や在宅福祉サービス、権利擁護事業などを行っています。

事務所名	住所	電話・FAX
事務所	〒252-0236 中央区富士見 6-1-20 (あじさい会館 2 階)	電話 (042)756-5098 FAX (042)759-4382
中央ボランティアセンター	(あじさい会館 2 階)	電話 (042)786-6181 FAX (042)786-6182
さがみはら成年後見・ あんしんセンター	(あじさい会館 2 階)	電話 (042)756-5034 FAX (042)759-4382
緑区事務所	〒252-0131 緑区西橋本 5-3-21 (緑区合同庁舎 2 階)	電話 (042)775-8601 FAX (042)774-7160
緑ボランティアセンター	(緑区合同庁舎 2 階)	電話 (042)775-1761 FAX (042)774-7160
城山地域事務所	〒252-5192 緑区久保沢 1-3-1 (城山総合事務所本館 3 階)	電話 (042)783-1212 FAX (042)782-4050
津久井地域事務所	〒252-5172 緑区中野 633 (津久井総合事務所 3 階)	電話 (042)784-3393 FAX (042)784-6142
相模湖地域事務所	〒252-5162 緑区与瀬 896 (相模湖総合事務所 3 階)	電話 (042)649-0202 FAX (042)649-0200
藤野地域事務所	〒252-5152 緑区小淵 2000 (藤野総合事務所 3 階)	電話 (042)687-3361 FAX (042)687-4049
南区事務所	〒252-0303 南区相模大野 6-22-1 (南保健福祉センター1 階)	電話 (042)765-7065 FAX (042)748-4419
南ボランティアセンター	(南保健福祉センター1 階)	電話 (042)765-7085 FAX (042)748-4419

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

神奈川県総合リハビリテーションセンターでは、相談支援コーディネーターを配置し、脳外傷や脳血管障害などにより高次脳機能障害のある方への「専門的相談」、「地域の支援機関へのサポートや連携体制づくり」、「支援者養成研修」などを行っています。

※「高次脳機能障害」とは、中途脳損傷後に出現する記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などのことです。詳しくは同センター地域リハビリテーション支援センターのホームページより「高次脳機能障害相談支援の手引き」をご覧ください。

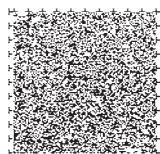
窓 口 神奈川県総合リハビリテーションセンター
所 在 地 〒243-0121 厚木市七沢 516
電 話 (046)249-2612 (神奈川リハビリテーション病院総合相談室)
(046)249-2602 (地域リハビリテーション支援センター)
F A X (046)249-2601
ホームページアドレス <http://www.chiiki-shien-hp.kanagawa-rehab.or.jp>



いのちの電話

「こころ」が、苦しみ、悩み、寂しさで一杯になったら、いつでも、だれでもどこからでも、かけてください。

電 話 横浜 (045)335-4343 (24 時間受付)
川崎 (044)733-4343 (//)



ハローワーク相模原（相模原公共職業安定所）

障がい者の職業相談・紹介を専門援助部門が行っています。

所在地 〒252-0236 中央区富士見 6-10-10

電話 (042)776-8609 (43#)

FAX (042)759-1871

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-hellowork/list/hw-sagamihara.html>**かながわ難病相談・支援センター**

難病患者ご本人やご家族の方の療養生活、日常生活での様々な悩みや不安などの相談、就労に関する相談等を受けています。医療講演会や交流会などの実施、患者会の紹介を行っています。

所在地 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター14 階

電話 (045)321-2711

FAX (045)321-2651

メールアドレス nanbyou-shien@kanagawa-nanbyo.com

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）10：00～17：00（面談は要予約）

ホームページアドレス <https://www.kanagawa-nanbyo.com/>**難病情報センター**

難病法に基づき医療費助成の対象となる疾患の解説や各種制度の概要及び各相談窓口、連絡先などの情報を厚生労働省などの支援によりインターネットで広く提供しています。医療機関ではありませんので、特定の医療機関や医師の紹介、個人の症状や診断、治療内容に関するお問い合わせにはお答えできません。

窓口 公益財団法人難病医学研究財団

電話 (03)3257-9021

FAX (03)3257-4788

ホームページアドレス <http://www.nanbyou.or.jp/>**かながわ福祉サービス運営適正化委員会**

福祉サービスを利用している方やご家族等からの苦情相談窓口です。電話・メール・ファクスでご相談ください。来所相談は要予約です。

窓口 かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局（神奈川県社会福祉協議会内）

所在地 〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター内

電話 (045)311-8861

FAX (045)312-6302

メールアドレス tekisei@knsyk.jp

相談時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00

ホームページアドレス <https://www.knsyk.jp/service/tekisei/kujyo>**かながわ成年後見推進センター**

成年後見制度や申立て手続の説明、後見活動についての相談（電話・来所）を受けています。来所相談をご希望の場合は予約をお願いします。

窓口 かながわ成年後見推進センター（神奈川県社会福祉協議会内）

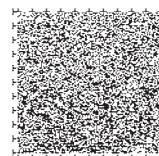
所在地 〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター内

電話 (045)311-8873(成年後見相談専用)

FAX (045)314-3472

メールアドレス kouken@knsyk.jp

相談時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00

ホームページアドレス <https://www.knsyk.jp/service/kenri/koken>

2. 手 帳

障害者手帳は、障がいの種類によって、3種類に分かれています。

新規対象者又は現在手帳をお持ちの方で次の場合は手続きが必要です。

- ・手帳をなくした又は破損したとき
- ・住所・氏名の変更をしたとき
- ・転入・転出をしたとき
- ・手帳が不要になったとき
- ・手帳をお持ちの方が亡くなったとき
- ・障がいの程度が変化した又は、障がいが新たに加わったとき（身体障害者手帳のみ）
- ・再認定の時期が近づいているとき（身体障害者手帳のみ）
- ・「次の判定年月」が近づいている又は過ぎたとき（療育手帳のみ）
- ・有効期限が近づいているとき（精神障害者保健福祉手帳のみ）

■手帳の窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

身体障害者手帳 身

対 象 者

内 容
手 続 き

視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体（上肢・下肢・体幹）、内部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓）の各部位に不自由があり、その障がい永続する人（程度により1級～6級まであります）

身体障害者福祉法等に基づく制度が利用できます。

【手続きに必要なもの】

	写真	身障手帳	診断書	マイナンバーが確認できる書類 ^{注2}
新規	○		○	○
等級変更、 障がい名追加、再認定	○	○	○	○
破損・紛失等再交付	○	(○) ^{注1}		
住所・氏名変更、 転入、転出、返還		○		○

注1 紛失再交付の場合、必要ありません。

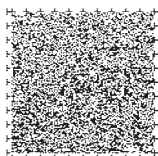
注2 マイナンバーにつきましては、巻頭ページをご参照ください。

※写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽（原則）、上半身、1年以内のもの）

※診断書は身体障害者福祉法に基づく指定医師によって記入されたもの。

（原則診断日から3か月以内のもの）

※診断書の用紙は各窓口にあります。（市ホームページからダウンロード可）



療育手帳 知

対 象 者
内 容
手 続 き

児童相談所、障害者更生相談所で知的障がいと判定された方
知的障害者福祉法等に基づく制度が利用できます。

【手続きに必要なもの】

	写真 ^{注1}	療育手帳	マイナンバーが確認 できる書類 ^{注3}
新規	○		○
再判定	○	○	○
破損・紛失等再交付	○	(○) ^{注2}	○
住所・氏名変更、 転入、転出、返還		○	○

注1 写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽（原則）、上半身、1年以内のもの）

注2 紛失再交付の場合不要です。

注3 マイナンバーにつきましては、巻頭ページをご参照ください。

精神障害者保健福祉手帳 精

対 象 者
内 容
手 続 き

精神障がいのため長期にわたって日常生活または社会生活に困難が生じている人
各種支援を受けることができ、精神障がいの方が自立して生活し、社会参加する
ための手助けとなります。

【手続きに必要なもの】

	写真	精神障害者 保健福祉手帳	診断書 ^{注1}	マイナンバーが 確認できる書類 ^{注2}
新規	○		○	○
更新		○	○	○
等級変更	○	○	○	○
破損・紛失等 再交付	○	(○) ^{注3}		○
転入	○	○		○
住所・氏名変更 転出、返還		○		○

注1 診断書の代わりに、「精神障害を理由とした障害年金の証書および、振込通知
書または支払通知書」でも手続きできます。成年後見人等が障害年金の書類
で申請される場合は、登記事項証明書をお持ちください。

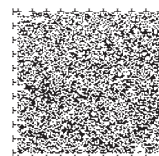
注2 マイナンバーにつきましては、巻頭ページをご参照ください。

注3 紛失再交付の場合、必要ありません。

※写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽（原則）、上半身、1年以内のもの）

※診断書の用紙は、各窓口にあります。

※手帳の有効期限は2年間です。引き続き手帳の交付を希望される場合、有効期限
の3か月前から更新申請ができます。



3. 医 療 ・ 療 育

～公費医療受給者証と医療証の両方をお持ちの方へのお知らせ～

神奈川県内の医療機関では、公費医療受給者証と医療証の併用が可能です。被保険者の資格情報がわかるものと共に必ず公費医療受給者証と医療証の両方をご提示ください。国の公費負担医療が優先適用された後の自己負担額に対して、本市の医療費助成を適用します。

<対象：次の両方を持っている方>

■公費医療受給者証 自立支援医療、指定難病医療、小児慢性特定疾病など

■医療証 重度障害者医療費助成、こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成

<医療機関で提示するもの>

①被保険者の資格情報がわかるもの ②特定疾病療養受療証（持っている方） ③公費医療受給者証

④医療証 ※神奈川県外の医療機関では、④医療証は使用できません。

自立支援医療（更生医療） 身

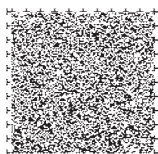
内 容	指定自立支援医療機関で、障がい除去したり、障がいの程度を軽くしたりするために必要な医療（人工透析療法、抗 HIV 療法、人工関節置換術、ペースメーカー埋込み手術、中心静脈栄養法、腎臓・心臓・肝臓移植術及び移植後の抗免疫療法など）を受ける場合、保険診療の自己負担が 1 割になります（所得などによって自己負担の上限月額が設定されます）。 ※利用するためには、障害者更生相談所の判定が必要です。
利用できる方 手 続 き	18 歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方 ①身体障害者手帳、②医学的判定（意見）書、③更生医療意見書、④被保険者の資格情報がわかるものの写し、⑤特定疾病療養受療証の写し（持っている方のみ）、⑥所得が確認できる書類、⑦マイナンバー制度における本人確認書類（→巻頭ページ） ※必ず医療を受ける前に申請してください。

自立支援医療（精神通院医療） 精

内 容	通院医療費の自己負担が原則 1 割になります。 ※所得などによって自己負担の上限月額が設定されます。入院医療費は該当しません。
利用できる方 手 続 き	精神疾患があり、通院治療を受ける必要がある方 ①医師の診断書、②健康保険の加入状況がわかるもの（保険単位の世帯を確認する書類）の写し、③所得確認書類（市県民税課税証明書等）、④マイナンバー制度における本人確認書類（→巻頭ページ） ※毎年の更新が必要ですが、診断書の提出は 2 年に 1 度です。 ※有効期限の 3 か月前から更新申請ができます。 ※本制度をお使いの方で、住所、氏名、通院先、保険の種類に変更があった場合及び生活保護の開始・廃止があった場合は、変更手続きが必要です。 ※健康保険の加入状況がわかるもの ・健康保険組合等から交付される「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」の写し ・有効期間内の被保険者証（最長令和 7 年 12 月 2 日まで）の写し ・マイナポータルにログインして保険証情報を提示、または画面を印刷したもの ※必要書類は世帯や所得により異なりますので、あらかじめ窓口にご相談ください。

■自立支援医療(更生医療)と自立支援医療(精神通院医療)の窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)



自立支援医療（育成医療）

内 容	生まれつきあるいは病気などで身体に障がいのある児童が、生活能力を得るために必要な治療を、指定自立支援医療機関で受ける場合、その費用の全部または一部を公費で負担する制度です。
利用できる方	※保護者等の所得により所得制限及び自己負担があります。 18歳未満の肢体不自由・視覚・聴覚・音声障害又は先天性内臓疾患などの障がいがあり、確実な治療効果が期待できる児童。

小児慢性特定疾病医療

内 容	小児の慢性疾病のうち、特定の疾病について指定小児慢性特定疾病医療機関で治療を受けるとき、その治療費用（医療保険の自己負担分）の一部を公費で負担する制度です。
利用できる方	※保護者等の所得により自己負担があります。 18歳未満で対象疾病に罹患し、その症状が認定基準に該当している児童 ※年1回の更新手続きが必要になります。18歳以上については更新申請の場合のみ、20歳の誕生日前日まで延長することができます。 ※該当する疾病や認定基準は、「小児慢性特定疾病情報センター」 (https://www.shouman.jp) をご覧ください。 ※小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業については26ページに掲載

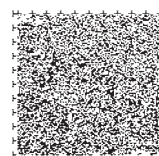


■自立支援医療（育成医療）と小児慢性特定疾病医療の窓口

【緑区の方】 緑子育て支援センター 母子保健班（緑区合同庁舎4階）	電話(042)775-8829
城山担当（城山総合事務所本館1階）※事前に母子保健班へご連絡ください	
津久井母子保健班（津久井保健センター1階）	電話(042)780-1420
相模湖担当（相模湖総合事務所2階）※事前に津久井母子保健班へご連絡ください	
藤野担当（藤野総合事務所2階）※事前に津久井母子保健班へご連絡ください	
【中央区の方】 中央子育て支援センター（ウェルネスさがみはらA館1階） 母子保健班	電話(042)769-8222
【南区の方】 南子育て支援センター（南保健福祉センター3階） 母子保健班	電話(042)701-7710
【各区共通・事務担当課】 こども家庭課保健事業班（市役所本館4階）	電話(042)769-8345

指定難病医療

内 容	指定難病に罹患している方で、特定医療費の支給認定を受けた方は、指定医療機関から指定難病に係る医療を受けたとき、その医療費の一部の助成を受けることができます。
利用できる方	指定難病のいずれかに罹患しており、認定基準を満たす方（専用診断書の提出後、審査あり）
窓 口 （●は担当課）	【各区共通】 緑保健センター（→2ページ） 緑保健センター 津久井担当（→2ページ） 中央保健センター（→2ページ） 南保健センター（→2ページ） 【郵送の場合】 〒252-5277 中央区中央 2-11-15 ●疾病対策課難病対策班（ウェルネスさがみはらB館4階） 電 話 (042)769-8324 F A X (042)750-3066



重度障害者医療費の助成 身 知 精

3 医療・療育

内 容

医療機関等で受診した場合の保険診療の自己負担分を助成します。ただし、生活保護制度利用者は対象とはなりません。また、入院時の食事代、高額療養費などの健康保険給付分、他の公費負担医療制度を受けられる医療費は除きます。

申請できる方

次のいずれかに該当し、健康保険に加入している方

①身体障害者手帳の1級または2級の方

②IQ（知能指数）が35以下の方

③身体障害者手帳3級の方で、かつIQが50以下の方

④精神障害者保健福祉手帳の1級または2級の方

※①～④に該当することになった年齢が65歳以上の場合は対象外

※令和8年10月から、18歳に達する日以降の最初の3月31日を過ぎている受給者に対して、特別障害者手当に準拠した所得制限が導入されます。

手 続
窓 口

被保険者の資格情報がわかるもの、障害者手帳を持って申請してください。

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

ひとり親家庭等医療費の助成 身 知 精

内 容
(障がいに関する部分抜粋)

父又は母が重度の障がいの状態にあり、健康保険に加入している場合、父又は母及び児童が、医療機関等で受診した場合の保険診療の自己負担分を助成します。ただし、重度障害者医療費助成制度の該当者及び生活保護制度利用者は対象とはなりません。※所得制限があります。

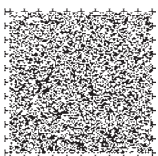
手 続

対象者全員の健康保険の資格確認書の写し(資格確認書がある人のみ)、戸籍謄本、申請者及び児童、扶養義務者等の個人番号確認書類、身元確認書類、その他の状況に応じた書類(お問合せください)を持って申請してください。

窓 口

※児童扶養手当の認定を受けているか、申請中の方は戸籍謄本を省略できます。

【各区共通】	電話
緑子育て支援センター	
子育てサービス班(緑区合同庁舎3階)	(042)775-8813
同 城山担当(城山総合事務所本館1階)	(042)783-8060
同 津久井担当(津久井保健センター1階)	(042)780-1420
同 相模湖担当(相模湖総合事務所2階)	(042)684-3737
同 藤野担当(藤野総合事務所2階)	(042)687-5515
中央子育て支援センター子育てサービス班(ウェルネスさがみはら1階)	(042)769-9267
南子育て支援センター子育てサービス班(南保健福祉センター3階)	(042)701-7723
緑区役所区民課(緑区合同庁舎2階)	(042)775-8803
中央区役所区民課(本館1階) ※転入時のみ	(042)769-8227
南区役所区民課(南区合同庁舎1階)	(042)749-2131
まちづくりセンター(大沢・城山・津久井・相模湖・藤野・大野北・田名・上溝・大野中・麻溝・新磯・相模台・相武台・東林)及び各出張所	
【郵送の場合】〒252-5277 中央区中央2-11-15 子育て給付課医療給付班宛て	

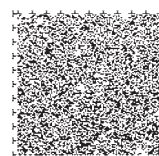


精神障害者入院医療援護金 精

内 容	月に 20 日以上入院し、医療費及び介護給付費に係る自己負担額が月額 10,000 円以上の場合、月額 10,000 円が支給されます。
利用できる方	精神科病院又は一般病院の併設精神科病棟に入院している方で、市内に住民登録があり、本人及び同一世帯全員の申請年度の市町村民税所得割額を合算した額が一定額以下の方 ※重度障害者医療費助成制度等により、医療費の自己負担額が全額助成される方は対象になりません。
手 続 き	①相模原市精神障害者入院医療援護金支給申請書兼同意書 ②15 歳未満の方を除く世帯全員の市民税課税額確認書類（市県民税課税証明書等） ※ ②は本市で課税されている方は省略することができます。 ③支払金口座振替依頼書 ④振込口座の預金通帳等のコピー（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義が記載されているもの） ※ 個人口座への振込をご希望の場合には、③④の提出が必要です。 ⑤申請者が法定代理人の場合は、それを証明する書類（写し）
窓 口	【各区共通】 精神保健福祉課（ウェルネスさがみはら A 館 2 階） 電話(042)769-9813

後期高齢者医療制度 身 知 精

医療の給付	医療機関等で支払う自己負担額が、所得に応じて保険給付の 1 割・2 割・3 割負担になります。
対 象 者	通常 75 歳以上の方が対象ですが、次のいずれかに該当する方は、65 歳から任意で加入できます。 1. 1 級、2 級、3 級の身体障害者手帳をお持ちの方 2. 4 級の身体障害者手帳をお持ちの方で次のいずれかに該当する方 ア. 両下肢のすべての指を欠く方 イ. 一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠く方 ウ. 一下肢の機能に著しい障がいのある方 エ. 音声又は言語機能に著しい障がいのある方 3. A1、A2 の療育手帳をお持ちの方 4. 1 級、2 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 5. 障害基礎年金 1 級および 2 級の国民年金証書をお持ちの方 障がいの程度が分かる身体障害者手帳等が必要です。
手 続 き 窓 口 (●は担当課)	【各区共通】 ●国保年金課後期高齢班（市役所本館 1 階）後期コールセンター 電話(042)707-8787 城山福祉相談センター（→1 ページ） 津久井高齢・障害者相談課（津久井保健センター 1 階） 電話(042)780-1408 相模湖福祉相談センター（→1 ページ） 藤野福祉相談センター（→1 ページ）



高額療養費制度

医療機関や薬局の窓口で支払った一部負担金が、1 か月で自己負担限度額を超えたときに、その超えた金額を支給する制度です。

限度額適用（・標準負担額減額）認定証

1 か月に1つの医療機関で自己負担限度額を超える診療を受けるときは、医療機関などに「限度額適用（・標準負担額減額）認定証」、保険証登録をしているマイナンバーカード又は限度区分（所得区分）が記載された資格確認書を提示すると、保険適用分の医療費の一部負担金について、自己負担限度額を上限とすることができます。

特定疾病療養受領証

- ① 人工透析を必要とする慢性腎不全
- ② 先天性血液凝固因子障害の一部
- ③ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

上記①～③の疾病の場合、申請により交付される「特定疾病療養受領証」又は保険証登録をしているマイナンバーカードを医療機関の窓口に提示すれば1つの医療機関につき、入院、外来ごとに月額10,000円の自己負担になります（70歳未満の方で人工透析を必要とする慢性腎不全の方については、所得状況により、月額20,000円になる場合があります）。

- 高額療養費制度、限度額適用（・標準負担額減額）認定証、特定疾病療養受領証の手続きについて・加入している医療保険ごとに申請方法が異なります。詳しい内容については各医療保険へお問い合わせください。
- ・市国民健康保険加入者や後期高齢者医療制度加入者の場合は、以下の窓口へお問い合わせください。

市国民健康保険加入の方は

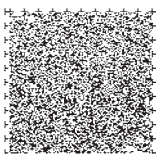
【各区共通】（●は担当課）

●国保年金課（市役所本館1階）	国保コールセンター(042)707-8111
緑区役所区民課（緑区合同庁舎2階）	電話(042)775-8803
南区役所区民課（南区合同庁舎1階）	電話(042)749-2131
城山まちづくりセンター（城山総合事務所本館1階）	電話(042)783-8103
津久井まちづくりセンター（津久井総合事務所1階）	電話(042)780-1400
相模湖まちづくりセンター（相模湖総合事務所2階）	電話(042)684-3214
藤野まちづくりセンター（藤野総合事務所1階）	電話(042)687-5514

後期高齢者医療制度加入の方は

【各区共通】（●は担当課）

●国保年金課後期高齢班（市役所本館1階）	後期コールセンター(042)707-8787
城山福祉相談センター（→1ページ）	
津久井高齢・障害者相談課（津久井保健センター1階）	電話(042)780-1408
相模湖福祉相談センター（→1ページ）	
藤野福祉相談センター（→1ページ）	



知的障害者更生相談 **知**

内 容 障害者更生相談所が、知的障がいの有無や療育手帳の取得などについて、総合的判断をしたうえで助言等を行います。

利用できる方 18歳以上の方で、相談の対象と認められた方

※事前に電話等でお問い合わせください。

窓 口	緑区の方	中央区の方	南区の方
	緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

障害児等療育支援事業 **身 知 精**

内 容 障がいのある子どもとその保護者等の相談に応じ、必要な療育支援などを行っています。

窓 口	緑区の方	中央区の方	南区の方
	緑子育て支援センター 療育相談班 療育相談班 津久井担当 療育相談班 相模湖担当 療育相談班 藤野担当 (→3 ページ)	中央子育て支援センター 療育相談班 (→3 ページ)	南子育て支援センター 療育相談班 (→3 ページ)

機能訓練事業 **身 知**

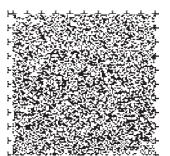
内 容 ① 理学療法
発達の遅れや障がいのために、暮らしの中での様々な姿勢や動作に支障のある方に、相談や訓練、福祉機器についての助言など生活上の技術援助を行っています。

② 作業療法
発達の遅れや障がいのために家庭や保育園・幼稚園、学校等での活動、日常生活動作に支障のある方に、相談・訓練や生活上の技術援助を行っています。

③ 言語聴覚療法
ことば・きこえ・食べることの発達や、コミュニケーションに心配がある方に、相談・訓練や生活上の技術援助を行っています。

利用できる方 機能的な障がいや発達に遅れがあり、訓練が必要な方で他の機関等で機能訓練を受けていない方等

窓 口	緑区の方	中央区の方	南区の方
	緑子育て支援センター 療育相談班 (→3 ページ)	中央子育て支援センター 療育相談班 (→3 ページ)	南子育て支援センター 療育相談班 (→3 ページ)



支援保育 身 知 精

3

医療・療育

内 容
窓 口

生活上適切な配慮が必要なお子さんに対し、保育所・認定こども園・幼稚園の集団生活の中で、より良い成長や発達のために、通常の保育に加え、人的または環境的に配慮した支援をおこなうものです。お子さんの発達について気になる場所があり通園希望の方は、下記の窓口にお問い合わせください。

【保育園・認定こども園（2・3号認定）に通園希望】

【緑区の方】

緑子育て支援センター

子育てサービス班（緑区合同庁舎3階）

電話(042)775-8813

同 城山担当（城山総合事務所本館1階）

電話(042)783-8060

同 津久井担当（津久井保健センター1階）

電話(042)780-1420

同 相模湖担当（相模湖総合事務所第2階）

電話(042)684-3737

同 藤野担当（藤野総合事務所2階）

電話(042)687-5515

【中央区の方】

中央子育て支援センター

子育てサービス班（ウェルネスさがみはらA館1階）

電話(042)769-9267

【南区の方】

南子育て支援センター

子育てサービス班（南保健福祉センター3階）

電話(042)701-7723

【幼稚園・認定こども園（1号認定）に通園希望】

希望先の各幼稚園・認定こども園

【各区共通・事務担当課】

保育課（市役所本館4階） 電話(042)769-8340、(042)769-8341

在宅重症心身障害児者支援事業 身 知

内 容
利用できる方
窓 口

医師や施設の専門職員が在宅重症心身障がい児者の家庭や地域での生活を支援します。

①医師の訪問による医療的な助言、指導

②専門職員の訪問による療育的な助言、指導

③施設における療育上の特別な助言、指導

市内に居住する在宅の重症心身障がい児者とその家族
児童相談所（→2 ページ）

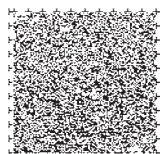
重症心身障害児(者)訪問看護支援事業 身 知

内 容
利用できる方
窓 口

在宅の重症心身障がい児(者)の方が、医療サービスによる訪問看護に連続して、福祉サービスによる訪問看護(90分まで)を利用した場合、その費用を支給します。

児童相談所で重症心身障がい児の認定を受けた方のうち、国の基準に基づく超重症児(者)又は準超重症児(者)と判定され、医療サービスとして行われる訪問看護を利用する方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)



障害者歯科診療 身 知

内 容

診療場所 相模原口腔保健センター
〒252-0236 中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら B 館 2 階
診療日時 毎週火曜日と木曜日（週 2 回）
時間は、午後 1 時～午後 5 時
ただし、祝日、お盆、年末年始は除きます。
申し込み 電話による予約制
月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時
ただし、祝日、年末年始は除きます。

利用できる方
窓 口
所 在 地
電 話
F A X
ホームページアドレス

※診療を受けるときは、保険証、各種医療証を持参してください。
※地域の歯科診療を希望される方は、歯科医師会へご相談ください。
原則として、一般の診療所では治療の困難な障がい児・障がい者の方
公益社団法人相模原市歯科医師会
〒252-0236 中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら A 館 6 階
(042)756-1501
(042)755-3289
<http://www.e-sda.jp/>



3

医療・療育

歯科訪問診療・口腔ケア 身 知 精

内 容
利用できる方
窓 口
所 在 地
電 話
F A X
ホームページアドレス

歯科医師会の歯科医師による訪問診療や口腔ケアを受けることができます。
身体的理由または精神的理由により歯科医院に通院困難な方が対象になります。
公益社団法人相模原市歯科医師会地域連携室
〒252-0236 中央区富士見 6-1-1 ウェルネスさがみはら A 館 6 階
(042)707-8015
(042)707-8015
<http://www.e-sda.jp/>



臓器移植・アイバンク

内 容

臓器移植には、他の方の健康な臓器の提供が不可欠です。
臓器移植に関しては、一人ひとりが 4 つの権利を持っています。死後に臓器を「提供する」「提供しない」あるいは移植を「受ける」「受けない」という権利であり、どの考え方も等しく尊重されます。死後の臓器提供については、自分で決定できる権利となっていますが、最終的には家族の承諾が必要となるので、家族と話し合い、意思について伝え合っておくことが大切です。
※角膜移植、臓器移植を受けたい方は、直接病院にお問い合わせください。
角膜の提供登録希望の方はアイバンク・臓器移植推進本部へお問い合わせください。

窓 口
所 在 地
電 話
F A X
ホームページアドレス

公益財団法人かながわ健康財団 アイバンク・臓器移植推進本部
〒231-0037 横浜市中区富士見町 3-1 神奈川県総合医療会館 5 階
(045)242-3961
(045)242-2939
<https://www.khf.or.jp/kjebank/>

